

## 高知地方・家庭裁判所合同委員会（第20回）議事概要

### 1 日 時

平成25年7月16日（火）午後3時から午後5時まで

### 2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員（五十音順，敬称略）

##### ア 地方裁判所委員会委員

池 田 あけみ

甲 斐 芳 郎

小 泉 武 嗣

近 藤 善 資

澤 村 富美子

宅 間 一 之

中 村 隆 次（家庭裁判所委員会委員を兼任）

橋 本 晋（家庭裁判所委員会委員を兼任）

松 田 典 浩

##### イ 家庭裁判所委員会委員

石 田 正 俊

大 垣 貴 靖

掛 田 恭 子

川 添 宣 和

島 田 京 子

中 村 隆 次（地方裁判所委員会委員を兼任）

橋 本 晋（地方裁判所委員会委員を兼任）

藤 田 鉦 子

溝 淵 悦 子

(2) 事務担当者等

河 野 恭 司（高知地方・家庭裁判所事務局長）

木 綱 清 隆（高知地方裁判所民事首席書記官）

山 崎 晃（高知地方裁判所刑事首席書記官）

宇 野 雅 夫（高知家庭裁判所首席家庭裁判所調査官）

松 本 省 二（高知家庭裁判所首席書記官）

和 田 完（高知地方裁判所事務局総務課長）

二 宮 英 範（高知家庭裁判所事務局総務課長）

植 田 雅 之（高知地方裁判所事務局総務課課長補佐）

長 野 時 夫（高知家庭裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

成年後見制度について

(2) 意見交換等

ア 松本家庭裁判所首席書記官から，成年後見制度についての一般的な説明を行い，公職選挙法の改正により選挙権が失なわれなくなったことなど変更点を前置きした上で，DVD「成年後見制度～利用の仕方と後見人の仕事～」を上映した。

イ 松本家庭裁判所首席書記官から，高知家庭裁判所における成年後見関係事件の概況等について説明が行われた。

ウ 意見交換（委員，主に説明を担当した委員，事務担当者等）

高知県の成年後見制度について，全国的に見て比率的にどのような傾向にあるかについては，平成24年度の申立件数あるいは成年後見制度の利用者全体の数を人口と比較してみると明らかになります。日本の総人口1億

2,700万人程度に対し、昨年の全国の申立件数は約35,000件であり、高知県は約75万人で、254件の申立てがありました。全国平均は人口比0.028%程度ですが、高知県では0.034%と全国平均を上回っているのが実情で、これは、高知県の人口の約3割が65歳以上であるという状況にあるということからなのかもしれませんが、全国平均よりも成年後見制度の利用率が高いということになります。

後見人の職務とか財産の管理等についても説明がありましたが、メリット、デメリットについてはどのようにお考えですか。申立ての動機の中では預金の解約というのが非常に多かったのですが・・・

認知症とかで成年後見制度を利用する前に、早々と財産を贈与したり、相続させるようなことは可能ですか。

生前に贈与するとか遺言書を作成するとかできないことはないですが、御本人の判断能力が十分でなかったとして、後々問題にならないとは限りません。また、遺言のとおり全ての財産がその人に相続されるかというところ、遺留分の減殺等のこともあって、必ずしも当初想定したとおりになるとは限りません。結局のところは、認知症とかになられて預金等の引き出しができないというのが、申立ての動機となることが多いようであり、子供が後見申立てをすることが多い状況です。

弁護士委員の方は成年後見の申立てに関与されたり、成年後見人になられたことがあるのではないかと思います。成年後見制度について何か御意見はありませんか。

弁護士の所に相談に来るのは、親族間でもめていることが多く、親族間で助け合いながら後見を行うという場合はほとんどありません。これまで経験した典型的な例としては、一つは、兄弟のうちどちらかが被後見人となる方の財産を使い込んでいることが疑われるため、後見人を付けて監督する必要があるというもので、もう一つは、交通事故などで障害を受け、

突然判断ができなくなったために、損害賠償を請求するときに成年後見人を付けなければならないというものです。最初の場合は、ある程度インターネットなどで成年後見制度があることを調べて相談に来ますが、後者の場合は、とにかく成年後見の申立てをしなければいけないが、手続を行うのは大変だというイメージを持たれて来る場合が多いです。実際にやってみると、家庭裁判所の協力を得れば手続はそれほど複雑ではなく、弁護士や司法書士などの専門家でない親族でも申立てができる場合が多いのですが、財産状況が複雑であったり、親族間で争いがある場合に、特に、弁護士や司法書士に相談に来ることが多いように感じます。

私が関与したものとしては、後に相続人になる予定の兄弟が仲良くしている場合はいいのですが、親と別居している兄弟が、親と同居している兄弟に対し勝手に親の財産を使っているのではないかという疑いを持っていたために、公平な第三者の人に後見人になってもらい親の財産を管理してもらいたいというケースがありましたが、この場合は、兄弟らが成年後見人の所へ日常の出納の経過をよく質問に来られました。例えば、親の身上監護をしている兄弟に対して監護にかかった費用として支払った金額が適正かどうかチェックに来られ、対応しました。また、親が死亡して後見事件が終了したとき、相続財産の受取人がなかなか決まらない場合は、相続人全員の連名で受け取っていただき、後は遺産分割で話し合ってもらおうようにしましたが、弁護士などが後見人になる場合は、相続人になられる方達がうまくいっていないケースが多いので、その辺に気を遣いました。

今の話にあったように、高知県の場合は、親の財産に関して地元に残る子供と都会に出ている子供の間はかなり確執があり、紛争が予想されるときには親族ではなくて、弁護士、司法書士や社会福祉士を後見人に選任するケースがあります。社会福祉士の場合は、むしろ財産関係のトラブルがなく、特定の施設等に入っていて身上監護をメインにするケースが多いの

ですが、後で紛争が予想されるようなケースでは法律専門家を後見人に選任することになります。

弁護士委員から紹介のあった事例は、財産がある御本人(被後見人)で紛争につながりやすいケースですが、財産が余りない場合でそれほど後見人の事務も複雑にならないというケースでは、親族を後見人として選任し、親族らが協力しながら後見事務をやっていくというケースもあります。その場合に家庭裁判所は当然のことながら成年後見人としての立場で御本人の財産を預かり、財産管理をしてくださいと指導するのですが、成年後見人になられた親族や子供、配偶者にとっては違和感があり、なかなか徹底できない場合が見受けられます。それについては皆さんの目から見てどうという印象を受けられるか御意見を伺いたい。

成年後見制度は、御本人の財産を適切に管理し、あるいは、御本人の介護に適切に対処するためのものであり、相続があったときにも資するものである。また、もしやるべきことでないことをした場合には、訴訟なりできちんとすることになると思いますので、後見人を付けなくてもそれなりになるような気がしており、あえて制度を利用するメリットがあるのかと思います。もう一つは、判断能力が十分でないために入院されているときにお金を自由にできないということで成年後見制度を利用しないと御本人の財産を処分できないのは分かりやすいのですが、それと御本人が亡くなったときに財産をどうするか御本人の意向を確認できないことをどうするかというのは違う話のような気がします。

成年後見制度で、後でおっしゃっていた御本人の財産は御本人自身の財産なので、配偶者であろうと子供であろうと動かせない。適切に財産を管理していくために後見人を選ぶ必要があるところが、この制度の趣旨と考えています。

なお、御本人が亡くなった後の相続の問題は別だというのは、そのとお

りだと思いますが，実際には，将来の相続争いが今の段階で問題にされる  
ことがあるので，後見人を選ぶ段階でそうした点にも配慮して選任してい  
るという実情にあります。

先ほどの説明の中では，高知県の場合，鑑定費用が安いというところ  
がありましたが，委員は成年後見関係事件において，主治医として，あ  
るいは，鑑定書の作成等で関与されたことはありますか。

先輩方にはたくさん鑑定を実施されている方もいらっしゃいますが，私  
は専門が違うので，後見に関し，これまで1件しか鑑定したことはありません。  
それも，誰が見ても明らかに判断ができる事案だったので，あまり  
迷いもなく鑑定書を書かせていただきスムーズにいきました。

鑑定費用が安いと紹介しましたが，高知家庭裁判所の後見開始申立書  
の中にあるように，主治医の場合，報酬4万円で引き受けていただいている  
のが高知県の実情です。

メリットとデメリットという話がありましたが，最近，新聞等で成年後  
見人による不正事案がかなり取りざたされておりまして，弁護士がかなり  
の額を横領したというケースもあります。不正事案について何か御質問は  
ありませんか。

不正ではないかもしれませんが，例えば，後見人が御本人の財産を管理  
するということになると，御本人の今後の生活の予定を立てるということ  
から御本人所有の不動産を売却する契約も後見人が締結できることになる  
のでしょうか。

そのとおりです。ただ，居住用の不動産(自宅)を売却する場合には，家  
庭裁判所の許可が必要になりますが，それ以外は後見人の判断で売却する  
ことができます。

成年後見制度に関するパンフレットによると，「成年後見人はその事務  
について家庭裁判所に報告するなどして，家庭裁判所の指示等を受ける」

とありますが，これは事前でしょうか，それとも事後でしょうか。

基本的には事後報告でよいことになります。

例えば，不動産を売却した場合に，不当に安い価格であるとか高い価格であるとかの判断は誰がするのですか。

基本的には，後見人の判断に任されているということになりますが，その判断が後に家庭裁判所によって非常に不当だということになれば，解任事由に当たる可能性はあります。ただ，それについて売却して良いとかいけないとか，必ず事前に家庭裁判所が判断する形にはなっていません。

そうすると，御本人の意思や利益にかかわらず不動産が売却されることもあるわけですね。

そういう事例，特に，後見人が自分の懐に入れてしまった場合が，不正行為として最近新聞記事になったりしているということです。

例えば，私が成年後見人として悪いことをしようとして坪単価平均100万円の不動産を業者に60万円で売り，転売してもらった金を私にバックするなどいろいろなことができることになります。悪事を防止できず，後から分かって罰を与えるだけでは後見制度を利用する意味がないように思います。

後見人には，後から後見事務について家庭裁判所に報告していただきますので，後見人が不正行為を行ったことが判明した場合には犯罪であり刑罰を科せられるので，もうやらないように歯止めをすることと，もし，信用できない後見人候補者であれば，後見人選任の時にその人ではなくて，他の人，場合によっては弁護士などの専門家を選任することになります。

現実に不動産を売却する場合は，1年間の収入で収支の予定表を立てていただき，施設の費用が現在の預金等でまかなえきれなくなったときにどうするかというケースが主となっています。そういう場合に安く売ることにはできないので，自宅の売却以外は事前許可は必要ないのですが，通常は

家庭裁判所に相談に見えます。電話等での相談もありますので、その場合にはアドバイスをすることにはなりません。後見人の職務の内容については選任前にビデオを見ていただいたりして十分に御理解いただいた上で、選任させていただいている状況にあります。

後見人による日常の財産管理という話といわゆる資産運用や相続という話とは別の話が混在しているような気がします。成年後見制度で全部一括して説明されていますが、例えば、介護に関与する事務をスムーズに行うためには成年後見制度を利用して行うということは分かるのですが、それはその部分に限られるべきであって、全般的なものにまで許可すべきではないと思います。

今の成年後見制度では、御本人の判断能力の程度によって後見以外にも保佐や補助の制度もありますが、通常は、申立ての動機や理由に書いてある事情から、家庭裁判所は親族にゆだねるか、親族以外の者にゆだねるかを判断します。申立書の内容から、勝手に長男が使ってるようだとか、遺産分割などで不動産の売却問題が起こっているとかのケースになると専門家の後見人を付けますが、場合によってはそれらの問題が解決すれば親族に変えるケースもありません。ですから、申立てのひとつの動機等が終わったからといって、後見制度自体を取り消してしまうということはありません。

ちなみに後見人が判断能力がなくなってしまったような場合にはどういう状況になりますか。

後見人を解任して新しい後見人を付けることになります。

そうすると、後見人は家庭裁判所が考える一定の条件を満たさないと行かないのですね。

後見人になるには、一定の制約があります。

破産したりとかの欠格事由がありますが、事実上判断能力がなくなった

場合には、家庭裁判所において後見監督として定期的に報告を求めていますので、報告が出てこなかったり、報告の内容が不十分な場合は、家庭裁判所調査官による調査やその他の調査を行った上で、解任したり、後見人自身から辞任の申立てをしてもらって辞任させ、新しい後見人を選任するケースもあります。

辞任してその後候補者がいない場合はどうなりますか。

候補者がいない場合は、第三者として弁護士、司法書士、社会福祉士などをケースに応じて選任することになります。

先ほどの説明にもありましたが、高知県の場合は、市町村長による申立ての割合が全国より多いのが特徴のように思いますが、親族ではなくて市町村長による申立てが多くなされることについてはどのようにお考えでしょうか。

親族がいても地元にはいない場合が多いですし、生活保護とか老人福祉法や知的障害者福祉法などの特別法によって、御本人の福祉を図るために必要があるときに申立てができるということになり、それで市町村の方で申し立てることがあるのだと思います。また、高知県の場合は一人暮らしの方が多いのが原因だと思われます。

親族兄弟間で争いがある場合は専門家、そうでない場合は親族を後見人に選任するという説明がありましたが、高知県の場合、平成24年度の後見申立事件の約半分のケースで親族以外の方が後見人に選任されています。裁判所の方で選ぶときに申立段階からそういう方を選ぶケースが多いということですか。あるいは、親族等が同意しないケースが多いのですか。

申立ての段階で司法書士などを後見人として推薦してくるケースがありますが、その場合は申立人が後見人を引き受けることができないし、他にもやってくれる人がいないから司法書士等というケースが多いと思います。

紛争が背景にある場合には、申立人が後見人になりたいと言って申し立ててきますが、外の親族が反対しているからということもあって、家庭裁判所の方で弁護士などの専門家がいいのではないかと判断して専門家を選任するケースが多いと思います。

親族が後見人になることが少ない状況となってきた背景には、やはり家族間でうまくいっていないケースが多いからですか。

私の印象ですが、親族の方が後見人をするとなると、夫婦なら財布は一つ、親子だと親から財産をもらえるものというように、当然自分が財産をもらえるだろうみたいな認識が非常に強く、他人の財産を管理するという認識が非常に薄い気がします。例え夫婦や親子であろうと財布は別だという認識を非常に強く持っていただく必要があるのですが、やっぱり、不正とまでは言わないけれど、財布の混同というケースが非常に出てくるわけです。ですから、ある程度財産がある方は、専門家にお願いするケースが増えている気がします。

後見人の報酬についてですが、親族と専門家では、報酬額が違うのですか。

報酬は、仕事内容によって決めていますので、弁護士や司法書士などの資格の有無で変わることはありません。仕事内容として複雑困難な事件の後見人を弁護士などの専門家に頼むことになるので、専門家に対する方がある程度高額な報酬を支払うことになります。基本的には、どれだけの財産を管理しているかということをもとに報酬も決まっていくことになります。

報酬は御本人の財産から支給されますので、親族の場合は、結局、御本人の財産が減っていくことが前提となりますので、後見人が報酬をもらうことにより他の子供や相続人からどのように見られるかという問題もあってか、報酬を請求することはほとんどありません。

エ 不正事案について質問があり、平成24年度データを基に高知県の場合は

全てが親族後見人によるもので、一件当たりの被害金額は軽微な事案であることや件数等について説明した。

オ 今限りで退任される委員から、以下のとおり委員を経験しての感想等が述べられた。

(ア) 裁判所は来たくない場所で敷居が高いイメージがあったが、委員会は丁寧な運用をされていると感じ、裁判所が身近に感じられるようになった。個人的に非常に勉強になった。

(イ) 普段裁判所で使用している言葉自体が分からずとまどった。

(ウ) 裁判員制度の施行時から関与し、委員でなければできない体験をすることができた。市民参加によるこの委員会は、更に充実発展させていく必要がある。

(エ) 委員会の目的が市民の意見を裁判所の運営に反映させるということだが、なかなか難しく、裁判所の運営に役立つ意見を発言しにくいように感じた。これまでの委員会では、説明半分、意見交換半分の内容が多かったが、裁判所の運営に役立てる意見を述べる時間が少ないところがあった。

市民の方が一番関心を持っている議題について委員に出し合ってもらい、議題を決めるのも一つの方法ではないかと思う。

## 5 次回開催予定

### (1) 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会（合同開催）

#### ア テーマ

裁判所における防災対策について

#### イ 開催日

平成26年7月ころ

### (2) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室